

請 願 文 書 表

(5年6月議会)

| 受理 番号 | 受理年月日 | 件 名 | 請 願 者 | 紹 介 議 員 | 要 旨 | 所管委員会 |
|----------|--------------|---|--|------------------------|--|-----------------------|
| 1 | 令和5年 6月9日 | 「刑事訴訟法の再審 規程（再審法）」の改 正を求める意見書の 採択と提出を求める 請願 | <p>亀岡市西つつじヶ丘霧島台 2丁目11-8</p> <p>再審法改正をめざす口丹波 の会</p> <p>事務局長 山岡 良右</p> | <p>大西 陽春 片山 輝夫</p> | <p>(請願の要旨)</p> <p>刑事訴訟法「第四編再審」の条文中、以下の事項を明確にした改正を求める意見書を採択し、内閣総理大臣、法務大臣等に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。 <p>(請願の理由)</p> <p>この一年間、再審を求めるえん罪被害者の声と支援者の運動を反映して、再審請求中の事件に大きな動きがありました。</p> <p>鹿児島県・大崎事件で鹿児島地裁は昨年6月22日、「弁護団の提出した新証拠は無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たらない」として、殺人罪などで懲役10年の刑に服した原口アヤ子さん(95)が申し立てた第4次再審請求を棄却しました。しかし同日、元裁判官有志の10氏が、鹿児島地裁の決定は「誤って有罪判決を受けた者を苦しみから救済するという裁判所の使命を読み取ることができない」として異例の声明を発表。弁護団も福岡高裁宮崎支部に即時抗告しました。</p> <p>滋賀県・日野町事件の第2次再審で、即時抗告審の大阪高裁は、本年2月27日、大津地裁に続き裁判のやり直しを認める決定を出しましたが、大阪高検は、これを不服として最高裁に特別抗告しました。</p> <p>静岡県・袴田事件の第2次再審では、差し戻し後即時抗告審の東京高裁が本年3月13日、袴田巖さん(87)の再審開始を認めました。東京高検が最高裁への特別抗告を断念したため、事件発生から57年、死刑確定から40年以上を経てようやく再審開始が確定しました。しかし、静岡地裁で開かれる再審公判の日程はいまだ決まっています。</p> <p>日本弁護士連合会は、昨年6月に再審法改正実現本部</p> | <p>総務文教 常任委員会</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>を設置し、本年2月には、再審法改正の必要性和緊急性および改正案の基本的な視点をまとめた「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表しました。京都弁護士会においても本年4月に実現本部が設置され、再審法改正を求めるさまざまな取り組みが行われています。日弁連では、「法改正には国会議員の理解を得なければならない」として超党派の再審法改正議連結成に向けて働きかけを強めています。</p> <p>再審法改正を求める意見書を採択した議会は、全国127議会になり（2023年4月現在）、京都府内では昨年12月、向日市議会で意見書が採択されました。</p> <p>京都新聞も昨年9月、「再審の法改正」「無実の救済の道を実に」と再審法問題で2度目の社説を掲載しました。</p> <p>以上列記した事情は、速やかな再審法の改正を必要としており、今まさにその機運が高まっていると考えます。亀岡市議会議員諸氏の賢明なご判断により本請願を採択し、国に対して意見書を提出されることを切に願うものです。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p> | |
|--|--|--|--|--|--|